

職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、公表します。

1 経緯

区職員が不正に超過勤務手当を受領したとする公益通報を受けたことに関して、令和4年10月6日付で公表し、その後、区による調査を行いました。

2 事件の内容

当該職員は、退勤時に出退勤カードをカードリーダーにかざし退勤時間を打刻すべきところ、これを怠り、正確性に欠いた状態で翌日以降に自らが退勤時間をシステムに入力していました。

また、ずさんな勤怠管理により、勤務していない日を出勤日にしてしたこと及び承認されていない庁外で仕事をしたとする時間を超過勤務として手当を不正に受給していました。

これにより、超過勤務の実績がないにもかかわらず受給した手当及び勤務実績が確認できない超過勤務手当が総額約103万円（計約259時間分）となることが判明しました。

なお、本件総額約103万円については、当該職員が既に全額返還しています。

3 被処分職員及び処分内容

被処分職員	処分内容	発令年月日
《所属》保健福祉部 《職層》係長級 《年齢》58歳	停職6箇月	令和5年10月26日
《所属》子ども家庭部 《職層》部長級 《年齢》50歳	戒告 ※管理監督責任	令和5年10月26日

4 岸本聡子区長のコメント

このたびの、職員の起こした非違行為につきましては、全体の奉仕者たる公務員として到底許されるものではなく、区民の皆様の信頼を大きく損なうものであり、心よりお詫びいたします。

今回の件を深く反省し、今後、このような不正行為が発生することがないように、区役所全体で服務規律の確保と綱紀粛正の徹底を図り、区民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

【問い合わせ先】

総務部人事課 TEL 03-3312-2111（内線1511）

総務部広報課 TEL 03-3312-2111（内線1502）